

◎議長(菅野修一議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和6年3月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、10番 菅野喜昭議員、11番 和田哲議員、12番 星川薫議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(星川 薫 議員)

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る2月9日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を、2月21日午前10時から市役所会議室において開催し、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

まず、一般質問についてであります。発言通告書の提出については、申し合わせにしたがい、議会開会日の7日前までといたしましたが、本日の市長の施政方針及び提案理由の説明をお聞きした後、質問要旨の追加があれば、本日午後5時まで追加を認めることにいたしました。

次に、議案の審議についてであります。補正予算議案6案件、一般議案2案件については、開会初日に審議することといたしました。

さらに、新年度予算議案6案件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしました。

なお、予算特別委員会における総括質疑は、先例により、1人30分の持ち時間を、議長及び予算特別委員長を除き、各会派の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から3月21日までの22日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同

をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(菅野修一議員)

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長報告のとおり、会期は本日から3月21日までの22日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、会期日程表をタブレットに掲載しておりますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。事務局長に報告いたさせます。

◎事務局長(斎藤健司君)

諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員より議長あてに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、12月から2月までに実施しました例月出納検査の結果報告について及び、同法第199条第9項の規定により、1月から2月までに実施しました定例監査の結果報告について、それぞれ報告がなされております。

次に、市長から議長あてに地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償額の決定について、専決処分の報告がなされております。

それぞれのその写しをタブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、令和5年11月30日以降、今定例会までの市議会事務処理状況、並びに議員の派遣状況について、タブレットに掲載しております議会事務処理報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

最後に、令和5年度に実施しました各常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会の行政調査について、その報告書を取りまとめ、タブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、議第1号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算(第9号)」から、日程第37、議第34号「人権擁護委員の推薦について」までの34案件を一括上程いたします。

これより、令和6年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

皆さん、おはようございます。3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど、本市市議会議員を永年にわたり勤続され、市表彰規定により、永年勤続表彰授与式を挙行させていただきました。市政発展に永きにわたり寄与された各位に対しまして、心からお礼とお祝いを申し上げます。また、議員の皆様には、本市の発展と市民福祉向上のため、日夜ご尽力いただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

施政方針をご説明する前に、一言申し述べさせていただきます。

令和6年1月1日、石川県能登地方で発生いたしました令和6年能登半島地震により、犠牲になられた方に謹んでお悔みを申し上げますとともに、被災された皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。復興、復旧にはまだまだ時間を要するかと考えられますが、本市からも物資の支援や市民と一緒に募金活動等、被災地支援を行ってまいりたいと考えております。皆様方からの継続したご協力をよろしく願いをいたします。

1月31日には、本市のふるさと大使であります、佐渡ヶ嶽親方のご子息の琴ノ若関が大関に昇進されました。初場所では惜しくも優勝には届きませんでしたが、今後の活躍が益々期待されるものであります。8月11日には大相撲尾花沢場所を開催する予定でありますので、琴ノ若関の大関昇進を市民の皆様とともにお祝いをいたし、横綱昇進に向けた応援もさらに盛り上げていきたいと考えております。

さて、国におきましては、昨年30年ぶりとなった高水準の賃上げなど、前向きな動きが見られる一方、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等により、財政状況が一層厳しさを増しております。そのような中で、時代の変化に応じた、先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取るための予算として、本年1月16日、総額112兆5,717億円となる、令和6年度一般会計予算案が閣議決定され、現在、国会において早期成立を目指して審議がなされております。

令和6年度における国の予算案においては、物価に負けない賃上げの実現に向けた取り組みの推進、こども未来戦略に基づく加速化プランの迅速な実施など、我が国が直面する構造的な課題に的確に対応することとされています。

次に、令和6年度の本市における市税の見直しについて申し上げます。市民税については、定額減税の影響や、山形県経済動向報告に基づく景気動向、市内事業所の景況感などを参考に予算額を見積ったところ、経済は緩やかに持ち直しているものの、原材料費やエネルギー価格の高騰が続いていることを受け、個人市民税及び法人市民税ともに減少が見込まれます。固定資産税及び都市計画税につきましては、令和6年度は土地の評価替えの年となっており、宅地の価格が3年前と比べ下落していることや、令和5年中の住宅の新・増築件数が僅少だったことで、大きな減少が見込まれております。軽自動車税は、種別割では課税台数の減少が見込まれるものの、新税率登録車の割合が増加傾向にあること、環境性能割では新車、中古車ともに販売台数の微増が見込まれることなどにより、前年並みと見込んでおります。入湯税は、銀山温泉の観光客数がコロナ禍以前の水準にまで回復している状況を受け、増加が見込まれ、市たばこ税は、健康意識の高まりや受動喫煙対策による減少を見込んでおります。

なお、市税は自主財源の根幹をなすものであるため、市民の皆様には、それぞれのニーズに合った納付方法を選んでいただけるよう、コンビニ収納やスマートフォン決済アプリを導入しており、夜間の納税相談なども継続しながら納税環境の向上に努めてまいります。

次に令和6年度予算に盛り込んだ事業について申し上げます。

令和6年度は、第7次尾花沢市総合振興計画における前期基本計画期間の4年目となります。市民の皆さまには「このまちに住んで良かった」、市外の方には「あのまちで暮らしてみたい」と思っただけのよう、市民が主役のまちづくりに取り組んでまいります。そのため、新年度予算においては、本市の将来像として掲げている「このまちでともに生きる しあわせな時を刻むまち」の実現に向けて、総合振興計画における5つの基本目標を中心としながら、引き続き「デジタル技術を活用した利便性の向上」、「暮らしやすさの創造」、「出産・子育て環境の充実」、「最適・最新の教育環境の整備」、「尾花沢ファンの拡大」、「地元就労の促進」の6つの施策に力を入れてまいります。

以下、総合振興計画の5つの基本目標を柱に、事業の概要を申し上げます。

第1の柱は「キラリと光る産業のまち」です。

農林業においても、世界的な原油価格の高騰や急激な円安の進行等により、燃油、農業資材、飼料の価格高騰が農家経営を圧迫し、農林業を取り巻く環境は一

層、厳しさを増している状況にあります。特に農業従事者の高齢化や担い手不足が急速に進む中、本市の農業を未来に引き継ぐため、これらの情勢を注視しながら対応していくこととし、引き続き農業の安定した生産の維持・拡大に必要な対策を講じるとともに、営農意欲の高い経営体を支援してまいります。

さて、国からは、令和6年産主食用米等の需給見通しが、全国ベースで669万トンと示されました。これを受けて山形県農業再生協議会では、生産の目安を昨年と同じ31万6,100トンと設定され、本市におきましては昨年より105トン多い、1万3,406トンと決定いたしました。稲作農家の皆様にとりましては、主食用米の需要量減少が営農継続への不安材料となっておりますが、生産者のご協力を得ながら、関係団体等と一丸となって生産の目安に基づく米の栽培に取り組んでまいります。

また、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正され、令和7年3月までに地域計画を策定することが義務付けられました。本市では、昨年6月に「尾花沢市地域計画推進連絡会議」を設置し、地域計画の推進に努めております。農地が利用されやすくなるよう集積・集約化を加速するとともに、今後の農業のあり方について、地域での話し合いが活発に行われるよう、農業委員並びに農地利用最適化推進委員、関係機関と連携して取り組んでまいります。

そば生産振興協議会では、他品種との交配を避けるために、宝栄牧場の一角を利用し、生産者とそば店が協力して原種最上早生の育生に励んでいます。昨年は、「尾花沢そば」の知名度をアップさせる取り組みとして、協議会で実施している種子確保の取り組みを、生産者の視点から紹介し、主に東北圏内で発行されている情報誌へ特集記事を掲載いたしました。さらに、その記事をパンフレット化して仙台市内の地下鉄構内のほか、道の駅尾花沢や観光案内所、市内の公共機関に設置いたしました。今後も継続して原種最上早生の種子生産と販売促進に取り組み、「尾花沢そば」のブランド確立に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

本市を代表する特産物「尾花沢すいか」は、前年度より出荷数量は少なかったものの、平均単価は過去最高の高値で取り引きされました。今後も生産者支援をはじめ、関係団体との連携強化を図り、夏すいか生産量日本一のブランドを維持できるよう努めてまいります。そのためには、尾花沢すいかの次世代の担い手確保と、スマート農業も駆使した技術力向上を目標に、

県内外からの就農希望者の受け入れを推進するとともに、新規就農者の早期安定経営につながるよう支援してまいります。さらには、冬期間における営農形態が確立され、雇用の継続が図られるよう、周年農業に必要な資機材導入を支援してまいります。

具体的な新規就農者確保対策事業として、本市独自の就農プログラムを構築するため、尾花沢すいか農学校を開校し、栽培技術の取得や経営能力の育成を図ってまいります。

畜産については、物価高騰対策として、飼料価格高騰対策事業を実施してまいりましたが、今後も畜産経営を取り巻く状況を注視しながら必要な対策を講じてまいります。

有害鳥獣による農作物等の被害防止対策については、地域ぐるみによる有害鳥獣被害防止対策推進事業を推進し、地域の実情に応じたオーダーメイド型の鳥獣被害対策を支援していくことで、農作物の被害軽減を図ってまいります。また、簡易電気柵設置費補助の補助率を上げ、さらなる設置拡大に努めてまいります。併せて、追払い用花火を各地区に無償配布する取り組みや、狩猟期間におけるイノシシ捕獲報奨金制度の継続、狩猟免許新規取得に対する支援など、引き続き被害防止対策に努めてまいります。

商工業や観光業は、電気、ガス等の料金の値上げや、原材料の高騰による物価上昇などにより、事業活動にも大きな影響を与えております。こうした状況を打開するため、祭りやイベントを再開し、にぎわいの創出から地域経済の活性化を図り、さらに市内事業者の強化や人材の育成と確保、銀山や徳良湖を中心とした観光振興などに取り組んでまいります。

初めに商業の振興については、商工会や商店街協同組合と連携し、「プレミアム付き商品券発行事業」や「尾花沢もっとまるだし未来まつり」の開催、新たに「家計応援ごっつお券発券事業」を通じて、地域経済の回復に取り組んでまいります。また、これからも高齢者や若い世代の目線に立った商店経営と商店街の活性化に向けた事業を応援してまいります。

工業の振興につきましては、市内事業者2社が令和3年度に福原工業団地の用地を取得されましたが、原油価格の高騰や円安等による資材費の高騰から、建設を見合わせていたようでありましたが、令和6年度の竣工に向け、内1社が動き出しております。今後とも、企業懇談会など関係団体と連携し、各種セミナーの開催や資格取得、人材育成支援などを継続するとともに、戦略的経営の後押しや市内企業間連携による高付加価値

値のモノづくりを核とした地域の構築に努めてまいります。

観光の振興については、インバウンド観光が本格的に再開され、昨年実施した台湾でのダイレクトセールスの効果もあり、本市の観光も銀山温泉を中心に、復調が見えてきております。今後も増加が見込まれる観光客の受入れ体制を構築することが急務であり、関係団体との連携をさらに強化し、取り組んでまいります。

また、観光情報の発信については、多言語解説文を活用したインバウンド対応観光情報の提供や、個人を主体とするソーシャルメディアに向けた口コミや、タイムリーで映える情報発信にも取り組む考えであります。本市の魅力を国内外に発信することで「尾花沢ファン」を獲得し、関係人口の拡大に努めてまいります。

本市最大のイベントである「おぼなざわ花笠まつり」は、4年ぶりに開催することができました。今後とも、観光交流イベントの開催につきましては、市民の方はもちろんのこと、来場される方に喜んでいただけるよう、持続可能な体制づくりも行い、各実行委員会と協議しながら実施してまいります。

徳良湖周辺整備については、徳良湖周辺整備マスタープランに基づき、自然景観保全と憩いの場を創出するための緑地造成工事の2期目を実施いたします。また、自然研修センター3階の空調設備を整備し、利用者が使いやすくするとともに、利用拡大に努めてまいります。

雇用関係については、ハローワーク村山管内の令和5年12月の有効求人倍率は、1.05倍で前年同月を0.2ポイント下回り、18ヵ月連続で前年同月を下回る状況となりました。山形労働局の基調判断では「県内の雇用情勢は、改善の動きが弱まっている。今後とも物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある」との見方が示されており、社会経済情勢の変化を注視してまいります。また、企業においては人材確保が一層厳しさを増し、特に建設従事者、技術職、輸送・機械運転従事者の確保が困難となっているようであります。若い世代の人手不足も顕在化しており、令和5年12月における高等学校卒業予定者に対する管内の求人数が516名に対して、求職者数は83名となっております。これらを踏まえ、新卒者の地元就職や若者の定着・回帰対策として、「じもと就職応援スタートアップ事業 激励金」の周知に努めるとともに、デジタル人材育成支援事業の一環として実施している北村山高等学校「やまがたA I部」活動を引き続き支援してまいります。また、今年度は、将来を担う子どもたちに、創意

工夫したもののづくりの楽しさと、デジタル人材の育成まで楽しく学んでもらえるよう、小学生を対象とした「少年・少女発明クラブ」を発足いたしました。さらには、小中学生から高校、高専、大学生まで、各世代を対象とした職場体験学習やインターンシップの受け入れと併せて、保護者も参加できる、尾花沢もっとまるだし未来まつりの職業体験などのイベントを開催しております。これからも、早い段階から市内企業の良さについて、親子で知る機会を広く創出し、教育の各段階に応じたキャリア形成支援に努めてまいります。

第2の柱は「ふるさと愛を育むまち」であります。

出産への祝い品贈呈については、少子化対策・定住促進の一環として全出生児に対して、お祝い金10万円と地場産品の記念品を贈り、子どもの健やかな成長を市を挙げてお祝いしてまいります。

市内保育施設7園の令和6年度入所予定児童は、1月末現在で261名となっており、昨年同期比で28名が減少するなど、少子化傾向が続いております。こうした中、本市におきましては、少子化対策をより一層力強く進めていくため、令和6年度から、保育料の完全無償化事業を実施する方向で協議を進めております。これまで、国、県と連携しながら3歳以上児と世帯所得に応じて、0歳から2歳児の部分的な保育料無償化事業に取り組んでまいりましたが、新年度からは完全無償化とし、収入や子どもの年齢に関わらない子育て世代全体への経済的支援につなげ、安心して産み育てられる環境を整えていきたいと考えております。

また、生活困窮や育児放棄など、困難を抱える子育て世帯が顕在化している状況を踏まえ、こうした子育て世帯に対し必要な支援を着実に届けられるよう、改正児童福祉法に則り、福祉事務所内に「尾花沢市こども家庭センター」を設置いたします。今後は、児童福祉と母子保健の包括的な連携強化を図りつつ、関係機関との情報共有を密にしながら、支援を必要とする子育て世帯に適切に対応してまいります。

本市の教育関連施策につきましては、その方針となる「尾花沢市教育等の振興に関する大綱」に掲げる各施策を教育委員会と共に推進しながら、大綱の基本目標とする「尾花沢の未来をひらく いのち輝く 人間の育成」の実現に向け取り組んでまいります。

統合小学校の整備については、現在、令和4年度に策定いたしました「尾花沢市小中学校建設基本構想・小学校建設基本計画」を踏まえた基本設計、及び造成工事に向けた実施設計を行っており、今年度中の業務完了を予定しております。基本設計につきましては、

設計業者におきまして、現在の5つの小学校を全て視察するとともに、各校の教頭、特別支援学級の教職員、学校給食に携わる教職員とのヒアリングをそれぞれ行い、現場の状況把握に努めております。学校施設の実際の使われ方や児童・教職員の行動を丁寧に観察することによって得られた知見を、設計に反映していただきます。

令和6年度は、学校建設用地に係る各種法規制解除及び用地取得に向けた手続きを完了させた後、造成工事に着手いたします。並行して、建設工事に向けた実施設計を進め、令和9年度の開校を目指してまいります。

中学校の統合につきましては、令和8年度の開校に向け、今年度、統合準備委員会を立ち上げましたので、令和6年度、令和7年度と統合準備委員会を開催しながらスムーズな統合が図られるよう、引き続き準備を進めてまいります。

小学校の統合については、今後、統合に係る推進計画に基づき、令和6年度中に統合準備委員会を立ち上げ、5校の児童と保護者が不安なくスムーズな統合が図られるよう準備を進めてまいります。

学校教育については、2年目となる「尾花沢こども未来PLAN」の中で、「基礎学力育成」、「英語教育の推進」、「ふるさと愛を醸成する夢・志教育の充実」の重点施策を継続し、将来の尾花沢の創り手となる子どもたちの育成に努めてまいります。

「基礎学力育成」につきましては、リーディングスキルテストによる読解力分析を通じた学力向上のあり方について、校長会と連携しながら研究してまいります。また、英検、漢検、数検の検定料助成や尾花沢寺子屋の実施により、子どもたちの学びに向かう意欲の向上に努めてまいります。

「英語教育の推進」につきましては、今年度に引き続き、ALT及び淑徳大学教育学部と連携したイングリッシュ・キャンプなどにより、子どもたちの英語力の向上に努めてまいります。

「ふるさと愛を醸成する夢・志教育の充実」につきましては、F-Tスクール、いわゆる地域学習や先輩から学ぶキャリア教育などを、引き続き実施してまいります。

生涯学習、公民館分野につきましては、市民一人ひとりが心豊かで充実した人生を送るため、文化活動や生涯学習の支援を図るとともに、学校・家庭・地域との連携を通じて地域人材、地域資源を活用した青少年の体験・交流活動を実施し、地域愛の醸成と次代を担

う青少年の健全育成を推進してまいります。

学習情報センター悠美館につきましては、計画的な施設改修を図るとともに、市民のニーズを主体とした施設整備に取り組んでまいります。

文化体育施設サルナートにつきましては、屋根の改修工事を実施し、施設の長寿命化を図り、安全で快適な施設利用環境を整えてまいります。

国史跡延沢銀山遺跡整備事業につきましては、「山神神社」の保存修理復元工事が完成したため、維持管理に努めながら、歴史スポットとして活用できるよう取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、5月3日に第48回「全国花笠マラソン大会」を開催いたします。昨年と同様に通常開催となりますので、全国から多くの方が参加してくださることを期待しております。

第3の柱は「健康長寿と絆のまち」であります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和6年3月31日をもって、特例臨時接種としての実施が終了いたします。これまで3年間の長きにわたり、本市のワクチン接種事業にご理解とご協力を賜り、関係各位に対し厚く御礼を申し上げます。新年度以降につきましては、予防接種法に基づく定期接種と位置付けられ、高齢者向けインフルエンザワクチンと同様に、65歳以上の高齢者等を対象として、毎年、秋・冬に1回、ワクチン接種を実施することとなります。接種体制が整い次第、市民の皆さまへ接種に関する情報をお知らせしてまいります。

令和6年度は、本市の健康増進運動のマスタープランとなる「健康おばね21第2次運動計画」の改定の年となります。市民の健康寿命は着実に伸びておりますが、同時に健康課題も多様化しており、課題解決に向けた新たな健康づくりに関する施策を進めていくため、同じく現計画の満了を迎える「尾花沢市自殺対策計画」とともに新計画の策定に取り組んでまいります。

健診事業について、若いうちから自身の健康を意識し、疾病の早期発見や重症化予防につながるよう、健診の受診対象年齢を拡大してまいります。また、健診未受診者に対して、受診勧奨の強化に努めるとともに、健診に係る自己負担額の軽減を図りながら、健診受診率の向上に取り組んでまいります。

本市の喫緊の課題である出生数の減少に対応し、安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する「出産・子育て応援交付金事業」を今年度も実施いたします。

また、経済的負担から十分な不妊治療を受けること

ができない方々を支援するため、保険適用外の先進医療への費用助成を行う「不妊治療費助成事業」を開始いたします。

高齢者の心身の特性に応じた、きめ細やかな支援を行うため、令和5年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでおります。引き続き高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう、関係団体等と連携しながら取り組んでまいります。

高齢化の進行とともに罹患者が増加しているとされる带状疱疹につきましては、任意接種となっている带状疱疹ワクチンの65歳以上の接種希望者に対し費用の一部を助成し、発症・重症化予防及び後遺症予防に努めてまいります。

中央診療所については、令和5年11月に策定いたしました「尾花沢市中央診療所将来ビジョン」に基づき、医療機能の向上、北村山公立病院との連携強化、及び経営基盤の強化に向けた取り組みを進め、市民に愛される医療機関を目指してまいります。

医療人材の確保に向けて、医師の招聘活動としては、小児科医師を含め、幅広く募集するほか、関係機関等に対し引き続き派遣要請を行ってまいります。また、看護師や看護助手についても募集を行いながら、診療体制の維持向上を図ってまいります。良質な医療サービスが提供できるよう、医療機器の計画的な更新を進めるとともに、施設・設備の適切な維持管理に努めてまいります。

北村山公立病院建設関連につきましては、同病院組合において、令和5年度から令和6年度にかけて新病院整備基本計画を策定中であり、引き続き構成自治体の連携を密にしながら事業推進に努めてまいります。

高齢者福祉、地域福祉につきましては、地域で暮らす方々が互いに協力しながら暮らし続けられるよう、市民に寄り添った福祉サービスを展開してまいります。特に、65歳以上で免許を返納した方が利用できる「高齢者おもしろタクシー券」につきましては、令和5年度にマイナンバーカードを活用した電子化実証事業を実施し、利用者の皆様からは大変好評をいただいております。令和6年度からは電子化の取り組みを本格化させ、利用者の利便性向上を一層推進してまいります。

介護保険関係につきましては、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画等の初年度となります。「安心してゆとりある生活ができるまちづくり」の基本理念のもと、中長期的な視点での高齢者の実情を踏まえ、高齢者福祉のさらなる

充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に努めてまいります。

また、障がい者福祉については、これまでの市の取り組みに、国や県の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本市における障がい者福祉のまちづくりを一層推進するため、令和6年3月に策定した「障がい者計画見直し」及び「第7期障がい福祉計画」並びに「第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者の日常生活や社会生活に寄り添った、総合的な支援に結び付けられるよう、関係機関や事業所と連携し対応してまいります。

第4の柱は「暮らしやすく 住み続けられるまち」であります。

今冬は暖冬の影響により、降雪や積雪は非常に少ない状況でありましたが、市民生活を守る克雪への取り組みは大変重要であります。例年、市除雪ボランティアセンターを中心に、高齢者世帯等への除雪ボランティア活動を展開しております。今後とも、関係機関と連携しながら、除雪ボランティアセンター活動に対する支援を継続してまいります。

また、高齢の世帯等で居住する敷地の除雪が困難な世帯が増加していると認識しております。自助や共助への伴走支援を継続し、その一助として各戸の除雪を専門とした団体や組織の設立を研究してまいります。

次に、道路・橋梁関係についてであります。

令和4年秋に供用開始した東北中央自動車道・村山本飯田ICから、東根北ICまでの約8.9km区間、新庄北ICから以北の泉田道路約8.2km区間について、新型コロナウイルス感染症5類移行とともに、物流や人流が活発化し、山形方面及び新庄方面から本市への往来も確実に増加しております。引き続き道の駅尾花沢等を最大限に活用し、観光や特産品のPRに努めてまいります。

一般国道347号については、平成28年の冬に通年通行が実現してから、宮城県側との往来も拡大しておりますが、冬期間も含め、これまで大きな事故等もなく、安全に通行いただいております。今後とも宮城・山形両県をはじめ、関係機関と連携し、母袋バイパスの整備と促進、また、安全対策の強化と早期に24時間通行が可能となるよう、引き続き要望してまいります。

また、各地区の座談会等を通じて、流雪溝整備や狹隘路線の改良、舗装補修など、多くの要望を頂戴しております。これまで同様、継続事業の加速化と新規要望箇所への対応など、計画的に整備を進めてまいります。また、流雪溝につきましては、安定した消流雪用

水水量確保に努めるとともに、水利の有効活用について、関係機関と連携しながら進めてまいります。

市道の舗装補修や側溝、ガードレールなどの補修につきましては、各地区からの要望を踏まえ、持続可能な維持管理が図られるよう、計画的に進めてまいります。

橋梁等の道路インフラ対策については、橋梁点検・診断に基づき、早急な対応が必要とされた橋梁につきましては、国の交付金を活用しながら、橋梁の補修事業に着手してまいります。また、令和6年度には「橋梁長寿命化修繕計画」を更新し、今後の修繕について計画的に実施できるよう進めてまいります。

次に、除排雪対策については、除雪情報提供システムを活用した「除雪の見える化」による効果的で、そして、間口にできるだけ雪を置かないような、きめ細かな除雪に努めてまいります。新年度は、除雪ドーザ1台を更新し、持続可能な除雪体制の構築に取り組んでまいります。加えて、集落での流雪溝管理と雪押し場に対する支援を行う「集落等雪対策支援事業費補助金」や「地域一斉除排雪事業」、さらには「生活道路除雪費補助金」など、雪に関する官民一体の事業を継続し、克雪対策を後押ししてまいります。

次に、都市計画・住宅政策につきましては、令和3年度に作成いたしました「第2次尾花沢市都市計画マスタープラン」及び「尾花沢市立地適正化計画」の見直しを念頭に置きつつ、小学校をはじめとした公共施設等の再編など、市民が便利で快適に暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

空き家対策につきましては、「不良住宅除却事業」及び「老朽空き家除却事業」にて、引き続き不良住宅の発生抑制と周辺住民の安全確保に資するよう、空き家の解体の促進を図ってまいります。

住宅リフォーム支援事業につきましては、多くの市民の皆様にご利用いただいております。新年度におきましても事業を継続してまいります。

消防防災につきましては、大地震など予期せぬ大規模自然災害に対し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、有事の際には関係機関と連携し消防・防災体制の強化と、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

新年度は、災害対応救急自動車を更新し、傷病者に適切な応急処置や救命処置を行うための救急活動に努めてまいります。また、消防指令センターの共同運用につきましては、令和6年度、指令センターの建設工事が開始されます。令和7年度の運用開始に向け準備

を進め、万全な体制で実施できるよう進めてまいります。

火災予防については、新年度より予防保安係を予防係と保安係の2つに分けることにより、より専門性を高め、防火対象物の消防査察に注力し予防消防に努めてまいります。

消防団につきましては、消防団員の減少に伴い、各地区の初動体制の強化と災害時運用団員の充実を図るため、消防団再編成を計画しており、消防施設や装備品についても計画的に更新してまいります。また、機能別消防団員を配置し、市民の皆様が安心安全に生活できるよう、恒常的な地域防災力の強化に取り組んでまいります。

防災対策については、自助・共助・公助が相互に連携する取り組みを継続的に推進してまいります。1月1日に発災いたしました能登半島地震をはじめ、近年多発する自然災害へ対応するため、市民や自主防災組織の災害対応能力の向上が喫緊の課題となっています。令和6年度は尾花沢地区を対象といたしました市の総合防災訓練を10月6日に予定しております。これまでの訓練から内容を変更し、発災時の行動に近い訓練となるように取り組んでまいります。

自主防災組織の組織力向上については、地区での研修会や出前講座を継続して実施するとともに、住民一人ひとりの避難計画である、マイタイムライン作成を重点的に推進してまいります。また、引き続き市民の防災意識の向上と自主防災組織の育成強化に向けて、「自主防災組織向上支援事業補助金」や「自主防災組織資機材購入事業補助金」で伴走支援を行います。

防災ハザードマップ作成業務につきましては、近年は水害リスクの情報提供を行っていない、中小河川での浸水被害が全国的に発生しております。国土交通省ではこの事態を解消するため、全ての1級、2級河川をハザードマップに反映するよう区域指定を拡大いたしました。これに併せ、来年度は本市の防災ハザードマップの更新を行うと共に、「ウェブ版ハザードマップ」を構築し、インターネット上でも確認できることで、利便性の向上を図ってまいります。また、2月の市報にてご紹介させていただいておりますが、4月からは本市独自の防災アプリを運用し、プッシュ型の情報発信に努めてまいります。今後はより多くの住民の方にご利用いただくため、周知を図りながら、アプリの取得や操作方法などの説明会を開催してまいります。

空き家対策につきましては、「空家等対策特別措置法」に基づく特定空家等の調査を進めるとともに、移

住定住事業などの連携を図り、実効性のある総合的な空き家対策を進めてまいります。

交通安全対策につきましては、全国的に高齢者の運転や歩行中の交通事故が後を絶たない状況にあることから、今後も関係団体と連携し、子どもや高齢者を中心とした交通安全の啓発活動を行うとともに、高齢者の運転免許証返納に対する市独自の支援を推進しながら、交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策につきましては、防犯カメラの活用や消費生活相談窓口を継続することで、犯罪の抑止効果や、消費者教育の推進及び消費者への情報提供の強化を図ってまいります。また、警察署や市防犯協会及び地域と連携しながら、犯罪や被害の未然防止に取り組んでまいります。

地籍調査につきましては、過去に調査した地区の認証送付遅延の早期解消を目指し、着実に進めてまいります。

ゼロカーボンシティの実現に向けては、引き続き「再生可能エネルギー設備導入事業費補助金」により、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入推進を図ってまいります。昨年6月には、民間事業者が開発した中沢川小水力発電が本格稼働しております。今後も民間事業者による再生可能エネルギーを活用した発電事業が行われる場合には、地元住民等への十分な説明を求めるなど、地元の理解と合意で計画が進められるよう働きかけてまいります。

昨年6月にサントリーグループと大石田町、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と締結いたしました「ペットボトルの水平リサイクル事業に関する協定」に基づき、令和6年4月から新たなリサイクル体制となる予定であります。リサイクル率の向上に向けて、子どもたちへの環境教育活動や市民への啓発活動に力を入れてまいります。また、さらなるごみの削減に向けて、雑紙の拠点回収や廃食油の新たなリサイクル体制の構築に取り組むなど、持続可能な循環型社会の形成に努めてまいります。

ごみ処理施設につきましては、建屋及び設備の老朽化が著しいため、令和11年度開設を目指した更新計画を順次進めてまいります。

生活排水処理対策につきましては、公共下水道及び農業集落排水事業への加入促進を継続的に実施するとともに、令和5年度から拡充した「合併処理浄化槽設置補助事業」により、生活排水処理設備の普及拡大と水環境の保全に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、引き続き老朽管の更

新による耐震化を進め、施設の維持管理を計画的に行ってまいります。また、漏水調査による有収率の向上を図り、安定した水道水の供給に努めてまいります。

第5の柱は「笑顔の花咲く 交流と協働のまち」であります。

ふるさと納税については、令和6年2月1日現在、約7万8,000件、11億6,000万円、対前年比127%の寄附が寄せられております。今後も本市の魅力と特産品を積極的にPRするとともに、ふるさと納税制度の本来の趣旨である「心のふるさと」「地域活性化」の観点から、関係人口の拡大と返礼品の一層の充実による尾花沢ファンの拡大に努めてまいります。また、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化をねらいとしている「企業版ふるさと納税」についても、本制度を積極的に活用していただけるよう企業に働きかけを行いながら、寄附増収による自主財源の確保を図ってまいります。加えて、全国の方に尾花沢市の魅力を知ってもらうきっかけとして、ふるさと大使の佐々木則夫さん、佐渡ヶ嶽満宗さん、あべ美佳さん、太田渉子さんには、各種イベントで本市をPRしていただいております。今後も、ふるさと大使の皆さんのご協力を得ながら、本市の魅力を全国に発信するとともに、市民の皆様に元気を届けてまいります。

移住・定住については、県や移住関係機関と連携しながら、都市部での移住・定住に係る相談会や各種イベントに参加し、本市のPRと移住促進に取り組んでまいります。また、本市で活躍する企業や仕事に目を向けていただくため、学生や求職中の方をターゲット層とした、職と移住体験を組み合わせたツアーの開催や、移住を検討されている方のニーズに沿った体験を、オーダーメイドで提供することにより、移住後の生活イメージを具体化できる機会の提供に取り組んでまいります。

さらに、転職を伴わない地方への移住・定住の機運も高まっていることから、「尾花沢に移住して良かった」と思える住まいづくりへの助成を行うとともに、移住後も本市へ住み続けてもらえるよう、各種支援制度の案内や相談窓口の設置のほか、移住者が情報交換できる交流会を引き続き開催し、本市での快適な生活をサポートしてまいります。

地域おこし協力隊については、現在、移住支援コーディネーター、徳良湖キャンプコーディネーターに活動いただいております。さらに、さまざまな情報発信媒体を活用しながら、市内外への本市の魅力発信と交流・関係人口の拡大を図る隊員を募集しております。



隊員個人の持つ熱意、スキルあるいは経験を十分に發揮いただき、本市で将来の夢を思い描き、実現できるよう活動を後押しして、将来の移住・定住につなげることで、地域や産業活性化の一助となるよう取り組んでまいります。

空き家の利活用については、移住にあたっての住まいや、本市に引き続き住まわれる方々の低廉な住居としての需要が出てきており、本市の空き家バンクの活用実績も堅調な伸びを見せております。使える空き家につきましては、所有者への意向調査を行い、相談会、空き家勉強会を定期的に開催しながら、空き家の有効活用と移住・定住をさらに推進してまいります。

地区公民館につきましては、地域課題の解決に市民とともに取り組む協働の拠点となる公民館づくりを進めてまいります。そのため、集落や地域団体が行う地域づくりを後押しし、関係機関との連携をしながら交流人口、関係人口の拡大に努め、市民が創る持続可能な地域づくり・人づくりを目指してまいります。また、市民とともにしあわせなまちづくりを進めるため「市長と語る会」を開催し、具体的な課題等について、しっかりと意見交換をさせていただくなど、地域との話し合いを継続してまいります。さらに、幅広い世代からのご意見をいただくため、「市長への手紙」を継続してまいります。

さて、過疎地域の本市にとりまして、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えることは、最大の地域課題であります。そのため、急速に発展しているデジタル技術を最大限活用しながら、時代の変化に伴って多様化している行政需要に対応しつつ、よりきめ細かくで利便性に優れた行政サービスを提供していくことが重要であると考えております。

この取り組みの1つとして、今年度に導入し準備を進めておりました「行政手続きのオンライン申請」が新年度から始まります。これによりスマートフォンなどを介しての行政手続きが可能となりますので、時間や場所に捉われることなく、申請手続きなどの行政手続きができるようになります。加えて、県内初の取り組みとして開始いたしました「移動市役所」につきましても、車両内に新たなネットワーク環境を構築し、機能拡充を図ることで、移動市役所車両を期日前投票所として活用することも可能となります。また、マイナンバーカードを活用した電子タクシー券につきましても、紙から電子への切り替えを促進するために、新たに電子タクシー券に切り替えた方々に追加枚数を付与するなど、引き続き、行政サービスにデジタルを取

り入れながら、市民の皆様にとって更なる利便性の向上を図ってまいります。

マイナンバーカードにつきましては、各種証明書のコンビニ交付手数料の半額や保険証としての利用、転出・転入手続きのワンストップ化や電子タクシー券など、利活用のシーンが今後増々拡大してまいります。安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現を目指し、さらなるマイナンバーカードの普及に努めてまいります。

以上が、令和6年度に盛り込んだ施策の概要であります。

これらの施策を限られた財源と人員で着実に実行していくためには、健全な財政運営と時代に合った施策の展開が求められます。そのため、これまで以上に行政財政改革を推進し、新たな行政需要にも対応できるよう努めてまいります。

私が目指す3つのまちづくりは、「みんなが安心して楽しく暮らせるまちづくり」、「若者が住み続けられる未来に向けてのまちづくり」、「誰もが魅力を感じるまちづくり」であります。これらを着実に進めることが、第7次尾花沢市総合振興計画で掲げる将来像の実現につながるものと考えておりますので、各種事業を推進するため、議員各位並びに市民の皆様と力を合わせ、精一杯取り組んでまいります。

結びに、先に申し上げた施策を着実に実行し、先人たちが築き上げた財産をしっかりと守りながら、それらを磨きあげた上で、次の世代へ引き継ぐことができるよう、そして、本市の豊かな未来を創ることができるよう、誠心誠意努めてまいりますので、皆様の格別なご理解とご協力をお願い申し上げます、施政方針といたします。

続きまして、本定例会に提案いたしました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第1号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算(第9号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億9,102万9,000円を追加し、予算の総額を152億8,086万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、各事業の確定及び決算見込みによる予算の調整のほか、「減債基金積立金」「普通財産施設改修事業」「公共施設整備等基金積立金」「物価高騰対応重点支援金事業(均等割・こども加算)」「高齢者施設等物価高騰対策支援金」「担い手確保・経営強化支援事業」「飼料価格高騰対策支援事業」「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」などを追加するものであります。

歳入については、「普通交付税」「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」「担い手確保・経営強化支援事業費補助金」「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金」などを追加するほか、市債の追加及び変更、並びに事業の決算見込みによる調整により予算を調製するものであります。

第2表「繰越明許費」については、「パソコン購入事業」のほか、23事業について、年度内の完了が困難であること、また、年度内に予算化し、継続して事業を実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

第3表「債務負担行為補正」については、「放課後児童クラブ運営業務委託」から「道の駅尾花沢指定管理料」までの7件について、円滑な事業発注のため、追加をお願いするものであります。

第4表「地方債補正」については、「農業水路等長寿命化・防災減災事業（補正予算債）」のほか1件について、追加をお願いするものであり、「過疎地域持続的発展特別事業」から「消防団機能強化事業」までの3件については、決算見込み等に合わせ限度額の変更をお願いするものであります。

議第2号「令和5年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ573万9,000円を減額し、予算の総額を21億213万7,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせ、保険給付費、保健事業費を減額し、歳入については、県支出金の保険給付費等交付金、一般会計繰入金を減額するなどして予算を調整するものです。

議第3号「令和5年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算（第4号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ889万円を減額し、予算の総額を2億8,603万円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせ、施設改良費を減額し、歳入については、水道使用料を追加し、市債を減額して予算を調製するものです。

議第4号「令和5年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ120万円を減額し、予算の総額を9,481万1,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせ、農業集落排水施設管理費を減額するものであり、歳入については、市債を減額して予算を調製するものです。

第2表「債務負担行為」については、新年度からの

事業の円滑化を図るため、「農業集落排水処理施設保守点検業務委託」については債務負担行為の設定をお願いするものです。

議第5号「令和5年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,759万4,000円を追加し、予算の総額を、20億6,321万1,000円とするものです。

歳出については、剰余金が見込まれることから、介護保険給付基金積立金を追加し、併せて決算見込みに合わせ、保険給付費などを追加するものであります。

歳入については、保険給付費の決算見込みに合わせ、国庫支出金、支払基金交付金をそれぞれ追加し、繰越金などにより予算を調製するものです。

議第6号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ100万3,000円を追加し、予算の総額を2億3,757万8,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせ、後期高齢者医療広域連合給付金の保険料等負担金などを追加し、歳入については、繰越金などを追加して予算を調製するものであります。

次に、令和6年度予算案について各会計別に申し上げます。

議第7号「令和6年度尾花沢市一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を、143億7,000万円とするものであります。

次に、性質別に申し上げます。歳入については、国の地方財政計画や県の予算の動向等を参考に見積もったところであり、

まず、1款、市税につきましては、県内の経済動向などを参考として見込み、5.0%の減としたところであり、

2款、地方譲与税から、10款、環境性能割交付金までは、国の地方財政計画や県の予算動向、令和5年度の決算見込み等を参考として計上し、11款、地方交付税につきましては、0.5%の増と見込んだところであり、

18款、寄附金につきましては、「ふるさと尾花沢応援寄附金」について、令和5年度の決算見込み等を参考として、34.3%の増と見込んだところであり、

19款、繰入金については、公債費の増額分に対応するため、1億2,000万円を繰入れし、「ふるさと尾花沢応援基金」については、寄附金の増額に合わせて繰入れしたところであり、繰入金全体としては、31.0%の

増としたところであります。

22款、市債については、過疎対策事業債など、交付税措置のある地方債を積極的に活用したところであり、市債全体としては、「村山北部地区国営施設機能保全事業負担金」「消防指令センター共同運用負担金」「統合小学校建設事業」などへの事業着手等に伴い、81.6%の増としたところであります。

次に、歳出について申し上げます。

物件費については、ふるさと納税関連経費の増などにより、5.2%の増となるものです。

補助費等、その他については、ふるさと納税に係る返礼品関連経費、一部事務組合への負担金が増となっており、加えて、令和6年度から公営企業会計に移行することとなった簡易水道事業会計及び農業集落排水事業会計への負担金が皆増となったことに伴い、21.8%の増となるものであります。

積立金については、ふるさと尾花沢応援基金積立金の増により、33.6%の増となるものであります。

投資的経費については、実施計画に基づき予算配分したところであり、「村山北部地区国営施設機能保全事業負担金」「消防指令センター共同運用負担金」「統合小学校建設事業」などへの事業着手等に伴い、57.2%の増となったところです。

次に、第2表「債務負担行為」ですが、「固定資産土地評価業務委託料」のほか3件について債務負担の設定をお願いするものです。

第3表「地方債」ですが、臨時財政対策債のほか、投資的経費、「過疎対策に係るソフト事業」及び「災害復旧事業」にあてるため、総額17億2,510万円の地方債について、限度額の設定をお願いするものであります。

次に、議第8号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

まず、事業勘定についてですが、予算の総額を20億8,583万7,000円とするものであり、前年度と比較して2.3%の増となったところであります。

中央診療所施設勘定については、予算の総額を、3億8,826万円とするものであり、前年度と比較して5.4%の減となったところです。また、第2表「地方債」については、「医師確保事業」ほか1件について限度額の設定をお願いするものであります。

議第9号「令和6年度尾花沢市介護保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を19億8,014万1,000円とするものであり、前年度と比較して1.7%の増となったところであります。

議第10号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を2億4,453万7,000円とするものであり、前年度と比較して9.8%の増となったところであります。

議第11号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計予算」についてですが、簡易水道業務の予定量については、近年の水需要と給水人口の動向等を踏まえ計上しております。

第3条の収益的収支についてですが、事業収益、事業費用ともに2億2,533万7,000円を計上しております。第4条の資本的収支につきましては、資本的収入、資本的支出ともに1億6,644万2,000円を計上しております。第5条の債務負担行為ですが、「水道メーター検針業務」のほか1件について債務負担の設定をお願いするものであります。第6条の企業債ですが、「簡易水道事業」のほか1件について限度額の設定をお願いするものであります。

議第12号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」についてですが、農業集落排水業務の予定量については、近年の汚水量と人口の動向等を踏まえ計上しております。

第3条の収益的収支についてですが、事業収益、事業費用ともに7,799万9,000円を計上しております。第4条の資本的収支につきましては、資本的収入、資本的支出ともに4,295万5,000円を計上しております。第5条の債務負担行為ですが、「農業集落排水処理施設保守点検業務委託」のほか1件について債務負担の設定をお願いするものであります。第6条の企業債ですが、「農業集落排水事業」のほか1件について限度額の設定をお願いするものであります。

以上が、令和6年度予算関係議案の概要となります。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第13号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、上位法の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第14号「尾花沢市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、長期継続契約が可能な契約を明確にするため提案するものであります。

議第15号「尾花沢市おもたか奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、おもたか奨学金の貸付対象範囲を拡大し、支援の拡充を図るため提案するものであります。

議第16号「尾花沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、上位法の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第17号「尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、市内の小学校及び中学校を統合するため提案するものであります。

議第18号「尾花沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額を完全無償化するため提案するものであります。

議第19号「尾花沢市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、上位法の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第20号「尾花沢市徳良湖周辺施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、徳良湖自然研修センターへのエアコン設置に伴い、冷暖房料を設定するため提案するものであります。

議第21号「尾花沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、上位法の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第22号「尾花沢市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、利用者の利便性向上を図るため提案するものであります。

議第23号「尾花沢市犯罪被害者等支援条例の設定について」ですが、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るため提案するものであります。

議第24号「尾花沢市子どもまんなか社会推進協議会設置条例の設定について」ですが、協議会を設置するため提案するものであります。

議第25号「尾花沢市産業創出型シェアハウス設置条例を廃止する条例の設定について」ですが、尾花沢市産業創出型シェアハウスを閉鎖するため提案するものであります。

議第26号「尾花沢市上柳健康増進施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について」ですが、尾花沢市上柳健康増進施設を廃止するため提案するものであります。

議第27号「尾花沢市大石田駅尾花沢口待合所設置条例を廃止する条例の設定について」ですが、尾花沢市大石田駅尾花沢口待合所を廃止するため提案するもの

であります。

議第28号から第32号「権利の放棄について」ですが、権利の放棄について、議決を求めるため提案するものであります。

議第33号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」ですが、尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、選任の同意を求めるため提案するものであります。

議第34号「人権擁護委員の推薦について」ですが、人権擁護委員の任期満了に伴い、その後任委員の推薦を要するため提案するものであります。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第38、議第1号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算（第9号）」から、日程第45、議第16号「尾花沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」までの8案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

異議なしと認めます。よって、8案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第38、議第1号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

補正予算書の9ページ、第2表、繰越明許費、8款2項、道路橋梁費の4つの事業について質疑いたします。4事業合わせて2億2,099万円の事業費を繰り越すこととしておりますが、これらの4事業が繰り越す理由について、それぞれご説明をお願いします。

◎議長（菅野修一議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴木敏君）

お答えいたします。第2表の繰越明許費でございますけれども、まず1番上の市道補修工事になります。2,000万円になります。こちら除雪等で傷んだ市道の

補修工事ということで、今回の3月補正で予算化して、繰り越しして実施していくものになります。なるべく早い発注につなげていきたいというふうを考えてございます。その下の道路新設改良事業単独、7,503万円でございますけれども、こちらにつきましては路線的には中沢線、荒楯線3-802号線等になってございます。

繰り越しの理由でございますけれども、地区ですとか地権者などとの時間に、調整に時間を費やしたということで繰り越しとなっております。

その下の社会資本整備総合交付金事業、9,546万円でございます。このうち約8,000万円につきましては、12月補正で国の追加補正ということで、予算化したものになります。名木沢地区流雪溝整備、あと牛房野線の流雪溝整備でございます。残りの1,500万円程度につきましても、牛房野の流雪溝整備でございますけれども、こちら国の補正と合わせて、繰り越しして、残りの分は実施していくこととなっております。

1番最後の緊急自然災害防止対策事業、3,050万円、こちらにつきましては、牛房野地区の急傾斜地対策事業となっております。繰り越しの主なものですが、こちら地区ですとか、地権者等との調整に時間を費やしたことにより、繰り越しとなったということでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

続きまして、これらの4つの事業における財源について、それぞれご説明をお願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

お答えいたします。それぞれの財源ということですが、まず1つ目の市道補修工事、繰越額2,000万円につきましては、全て一般財源というふうな形になります。2点目の道路新設改良事業単独、繰越額が7,503万円、こちらにつきましては、地方債が7,200万円です。地方債の種類としましては、過疎対策事業債でございます。一般財源が303万円というふうになります。続きまして、社会資本整備総合交付金事業、繰越額が9,546万円でございますが、内訳としましては国庫支出金、これは社会資本整備総合交付金ですが、5,572万円です。地方債が3,970万円です。こちらにつきましては、過疎対策事業債が770万円、あともう1つが防災減災国土強靱化緊急対策事業の補正予算債、これが3,200万円、これが地方債の内訳となり

ます。残りの4万円が一般財源というふうになります。

続きまして4つ目の緊急自然災害防止対策事業、繰越額が3,050万円でございますが、こちらにつきましては、全額地方債というふうに見込んでおりまして、地方債としましては、緊急自然災害防止対策事業債というふうになっております。4つ合わせますと土屋議員の仰るとおり、金額が2億2,099万円の内訳として、国庫支出金が5,572万円、地方債が1億4,220万円、一般財源が2,307万円というふうな状況でございます。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

ほかに。菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

私のほうからも同じく繰越明許費について、お願いしたいと思います。繰越明許ですけれども、3月補正がリンクしているのが大部分かと思っております。当初の予算で繰越明許しているもの、例えば農林水産業の6、1の堆肥センターリニューアルとかあるかと思っております。いろいろ当初に予算化なっておりますけれども、繰り越したところというところで、その理由をお願いしたいなと思っております。

それでまたこの中身ですが、非常に修繕費が多いということで、ちょっと私も見ているんですけれども、やはり3月の予算を見て、修繕で繰越明許で次年度するという形になるのかなと思っておりますけれども、まず当初予算で繰越明許になった部分についての理由をご説明願いたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。堆肥センターリニューアル事業、1,452万円につきましては、堆肥センターのホイールローダーの購入に対する予算を計上させていただいたところでございます。今回のホイールローダーの購入につきましては、資材の購入が今年度間に合わなかったということで、繰り越しをさせていただいたところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

修繕関係についてお答えいたします。修繕関係につきましては、先ほど市長の提案理由説明の際にもありましたけれども、継続した事業の実施というふうなことで、取り組みになりますけれども、当初予算要求の際に、さまざまな施設のほうで、施設修繕の要求がご

ございました。しかしながら限られた一般財源になりますので、当初予算で予算をつけるのではなく、前倒しで3月補正のほうで予算をつけて、それを繰り越してやるというふうなことで、令和6年度予算と一体的な考え方によるものでございます。第2表の繰越明許費で申し上げますと、例えば、商工費の観光施設整備修繕事業、土木費の市道補修工事、教育費の学校施設修繕事業、学校施設整備事業、これらのものがそういった考えによるものでございます。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

続きまして、債務負担行為補正ですけれども、これ各項目ありますけれども、期間ですけれども、令和6年度から令和6年度までということで、単年度の期間だということ、5年度中に契約するかと思うんですけれども、契約を5年度にして6年度にやるということのものでありますから、期間として5年度から6年度と書いたほうが分かりやすいのかなと思ってますけれども、あと指定管理料、2つほど追加なってますけれども、この理由についてお伺いしたいんですけれども。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

私のほうからは期間の部分についてお答えいたします。令和6年度から6年度までということで、こちらにつきましては、昨年度から期間の記載の内容のほうを見直ししております。と申しますのは、実際に予算の支出がある期間を、こちらの期間のほうに表示するようにしておりました。以前は、債務負担行為を設定した年度も含めてという形になっておりましたので、例えば、こちらの第3表の1番上の放課後児童クラブ運営業務については、以前のやり方でしたら、令和5年度から令和6年度までというのが表示だったわけですが、あくまでも、予算の支出が伴う部分、年度を表示するというふうなことで、令和6年度から令和6年度までというふうな表示にはしておるんですけれども、ほかの自治体の例なども研究してみますと、例えば、こういった令和6年度から6年度までという表示ではなくて、令和6年度というふうな表示もありますので、新年度からはですね、そういった形に改めるように、ちょっと検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

それでは債務負担行為の指定管理です。徳良湖温泉花笠の湯の指定管理料ということで211万5,000円、債務負担の補正をさせていただいた、追加させております。こちらにつきましては、社会情勢といたしますか、物価高騰が引き続き続いております。協定の中でリスク分担に基づいて、社会情勢の大幅な増減がある場合には、変更また追加できるというようなことで、こちらのほう、ほかの施設もありますけれども、今回の電気高騰分、温泉のほう増加がありましたので、その分をリスク分担に基づいて追加させていただいたところです。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

建設課のほうは指定管理料の道の駅の部分になります。30万円になります。こちらにつきましては今、商工観光課長からもありましたように、電気使用料の高騰に伴う補正ということで、基本協定書の中で社会情勢の変動があった場合、甲乙協議しながら額の増減をするということでございますので、そちらに則りまして、30万円ですけれども、増額の補正を行うものでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

最後になりますけれども、積立金、2、1の積立金ですけれども、減債積立金が1億円、あと公共施設整備等基金積立金が5,200万円というところの、積み立てがありますけれども、これやはり公共施設整備等基金積立金をもっと多くすべきではないかなというふうに思っております。あとは財政調整交付基金が今回ないわけですが、これはやはり例年どおり9月あたりに、繰り越した額のほうで財政調整基金を積み立てるという考え方でよろしいのでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

初めに財政調整基金のほうについてお答えいたします。令和4年度末の財政調整基金の残高のほうが約8億5,000万円でございます。令和5年度当初ですけれども、2億5,000万円を繰り入れしまして、9月補正のほうで、実質収支の2分の1の額、3億6,000万円ほどですけれども、こちらのほうを積み増したというふうなことで、最終的に今年度末の財政調整基金

の残高の見込みのほうで9億7,000万円ほどになる見込みでございます。十分積み増しのほうされているというふうに捉えております。

次に公共施設整備等基金についてですけれども、先の全員協議会の際に、予算議案の説明資料のほうでも説明させていただいているところですが、令和4年度末が8億8,000万円に対しまして、今年度末のほうで8億3,000万円というふうなことで、約4,700万円ですかね、4,700万円ほど、ちょっと目減りしているような形になります。しかしながら、来月ですね、3月になりますと、特別交付税の額が交付決定となりますので、その内容を見て、可能な範囲で積み増しのほうはさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分  
再開 午後1時00分

◎議長(菅野修一議員)

再開いたします。

昼食休憩前に引き続き、議第1号に対する質疑を続行いたします。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

先ほどは、勤続永年褒賞をいただきまして、大変ありがとうございます。支えていただいている市民の皆様に対しまして、心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

私のほうからは、まず最初にですね、繰越明許費、先ほどから議論をされておりますけれども、繰越明許というのは、ある程度、さまざまな実情があって、年度内の着工あるいは完成ができなかったということでございます。7億円というのは、私あんまり聞いた数字ではないんですが、私のほうからはですね特に、修繕、建設関係について、その根拠と申しますか、なぜできなかったのか、お伺いさせていただきます。

総務費の庁舎修理修繕事業311万円、普通財産施設改修事業912万2,000円、商工費がグラススタジオ旭屋根塗装工事、中心商店街活性化センター修繕事業、観光施設整備修繕事業、3本お願いいたします。

教育費につきましても、学校施設修繕事業、学校施設整備事業、常盤地区公民館の改善事業、文体の改修事業ということで、これについても、ご説明をお願い

したいというふうに思います。

債務負担行為であります、次のページ、徳良湖温泉花笠の湯指定管理料、先ほど商工観光課長から説明があったわけですが、211万5,000円このいわゆる数式といいますか、どういうリスク分担表に基づいて、当初の予算がどれぐらいで、これぐらいの経費がオーバーしたのでこの金額になったというところをぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

あと、歳入歳出につきましても何点かお伺いをしたいと思います。

16、17ページの16款1項2目3節、子どものための教育・保育給付交付金376万円、次のページの18～19ページ21款5項3目1節、地域公共交通確保維持改善事業費補助金ですか、730万円、同じくその項目でデジタル基盤改革支援補助金が209万円の減額になっております。これもお願いいたします。22款1項1目1節、過疎地域持続的発展特別事業2,930万円のご説明をお願いいたします。

あとですね、20ページ～21ページの22款1項4目1節、徳良湖周辺等施設整備事業の560万円の減額についても、ご説明をお願いいたします。

22ページ、23ページ、歳出の2款1項1目12節、自治体情報システム標準化に係る移行支援業務委託料209万円の減額となっております。同じく17節、備品購入費の500万円の増額についてもご説明をお願いいたします。

24、25ページの2款1項10目17節、備品購入費が429万7,000円の減額となっております。これもお願いいたします。

2款1項11節の地域おこし協力隊報酬費が250万円の減額となっております。これについても、ご説明をお願いいたします。

30ページ、31ページの3款3項2目22節、返納金1,679万6,000円についても、よろしくお願ひしたいと思います。

次の32ページ、33ページ、4款1項2目22節、これも返納金であります、640万7,000円、ご説明をお願いいたします。

6款1項3目18節、就農移住者支援事業費補助金、減額で139万2,000円ですけれども、今年度、たくさん就農での移住者来られたというふうに聞いております。この実績についても合わせてご報告お願ひしたいと思います。

34ページ、35ページ、7款1項4目18節、排水処理施設整備奨励金が800万円の減額となっております。

これもご説明お願いいたします。

36ページ、37ページ、8款5項1目18節、住宅リフォーム支援事業補助金が854万1,000円の減額ということでありませけれども、これにつきましては、今年度の利用実績についても合わせてお願いいたします。

同じく8款5項2目18節、木造住宅耐震改修工事補助金100万円の減額となっております。これについても今年度の実績も合わせてお願いいたします。

最後に38ページ、39ページ、10款3項1目13節ですが、車両借上料が70万円の減額となっておりますけれども、これについてもご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

私のほうからは財政課に関係する部分についてお答え申し上げます。

まず繰越明許費の総務管理費、庁舎管理修繕事業311万円と、普通財産施設改修事業912万2,000円でございます。こちらにつきましては、先ほども、午前中もお答え申し上げましたが、継続した取り組みということで、当初予算に予算化されていたものではなくて、3月補正で予算化したものを繰り越すというふうな中身でございます。特に、施設、普通財産の施設改修事業につきましては、全員協議会の際にもご説明させていただきましたけれども、旧玉野中学校、1階部分が玉野地区公民館になっておりますけれども、2階、3階部分について民間活力を活用しまして、有効活用できるよう、消防施設等について改修を行ったものでございます。

次に、地方債のほうです。過疎地域持続的発展特別事業、これが補正のほうが2,930万円でございます。こちらにつきましては、いわゆる過疎のソフト事業、過疎債のソフト事業と言われるものでございまして、算式がございまして。これは前年度の基準財政需要額に係数を掛けるんですけれども、係数というのが0.51から本市の基準財政需要額を差し引きまして、それを掛ける。それを3分の1にして0.2を掛けるというような算式あるんですけれども、その計算によりまして、だいたい9,900万円ぐらいになります。ただ追加の協議をしまして、追加の協議分が増加で同意を得ることができましたので、最終的に第4表の地方債補正のほうにも記載なっているんですけれども、1億1,850万円というふうなことで、これに合わせるために増額補正したものでございます。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

私のほうから繰越明許費の商工費のグラススタジオの屋根塗装工事であります。こちらのほうも先ほど財政課長から答弁ありました、3月補正で継続した取り組みを行うために、グラススタジオの屋根の塗装工事のほう、340万円設定しております。

あと次に、中心商店街活性化センターの修繕事業ということで、こちらはトイレの修繕と、あとは自動ドアの修繕であります。こちらと同じように3月補正で継続した取り組みを行うというふうなことで、繰り越しさせていただいております。

次の観光施設整備修繕事業の1,066万5,000円につきましては、それぞれの、例えば徳良湖周辺の基幹集落センターの非常ドアの工事ですとか、あとは徳良湖周辺の安全柵の修繕、あとはレストラン徳良湖のエアコン関係、あとロールカーテン、あとは花笠高原施設の御所の湯の浴槽のタイル修繕、あとは熱交換機器、あとは循環ポンプ、合わせて1,066万5,000円の繰り越しになっております。こちら先ほど説明したとおり、3月補正で継続した取り組みをするために、補正、繰越明許の設定をしたところでありまして。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

それでは私のほうから9ページ、繰越明許費の教育関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず10款2項3項にあります、学校施設修繕事業なんですけれども、基本的には財政課長の答弁と同じでありまして、経常経費として日々の修繕作業にあてたいということをお考えしております。特に学校でありますので、この年度末、あとは卒業式から入学式までの学校がお休みの期間を活用して修繕をしたいということも考えておられて、そのために今回、繰越明許を設定させていただいたところでございます。

あともう1点、中学校費の学校施設整備事業であります。当初、6年度当初予算で計上するべきものと考えてございましたけれども、業者さんと打ち合わせをする中で、尾花沢中学校のトイレ改修をちょっとしたと考えておりましたけれども、どうも製品の納入に大変時間がかかるということもございまして、夏休み期間中の工事を想定いたしまして、今現在から契約をさせていただきながら、学校生活に支障の出ないよう



な修繕を、改修を求めていくために、今回繰越明許という形でご提案をさせていただいたところです。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

先ほどと同じ、債務負担行為の指定管理の部分であります徳良湖温泉の花笠の湯の指定管理料の積算という部分であるかと思えますけれども、まず指定管理料につきましては、令和5年度から7年度まで、今年度から新たな指定管理を設定しております。その際に、市の指定管理の施設の設計をした際には、令和3年度に設計しておりますので、そちらの部分が基準になっております。電気料の部分でありますけれども、その令和3年度と令和5年度の単価を比較しまして、おおむね5%以上超えているものについて、今回補正していく考えで計上したところであります。今回、徳良湖温泉の電気料の部分のほうだけ5%上昇しているというふうなことで、今回の211万5,000円の債務負担の補正の追加であります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

総務課長。

◎総務課長(菅原幸雄君)

総務課の分として、22、23ページの2款1項1目、委託料の減額です。自治体情報システム標準化に係る移行支援業務委託、当初619万3,000円の予算でありましたけれども、決算見込みで410万3,000円ということで、209万円の減額をお願いするものです。

それから17節の備品購入費500万円でありますけれども、パソコン購入です。全庁的には400台を超えるようなパソコン、今ございます。それを順次更新していかなければならないんですけれども、今回補正予算をいただきまして、繰り越しさせていただいて、整えていきたいという予定であります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(坂木良一君)

それでは25ページの地域開発費、地域おこし協力隊の報酬の250万円の減でありますけれども、決算見込みに合わせた今回減額であります。年度当初680万円ほどの予算のほう見込んでおりましたが、当初4名で活動のほうスタートしておりますけれども、7月末で1名退任されて、今年の1月31日でもう1名退任しております。それにもない報酬の減というふうなことであります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

福祉課長。

◎福祉課長(吉野真広君)

それでは私のほうからは、歳入でございます。17ページです。県支出金、16款1項2目の3節、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付交付金でございます。376万円でありますけれども、こちらのほうは公定価格の変更によりですね遡って、県4分の1負担ということでございます。

ちなみに国庫支出金のほうでも、国のほうが2分の1負担しておりますので、国2分の1、県が4分の1というふうになります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

それでは社会教育課のほうは9ページ、繰越明許費の10款4項、社会教育費の2段の部分の説明をさせていただきます。

基本的に菅野財政課長仰ったとおりの当初ではなく、3月補正での予算を確保して、繰り越しする部分であります。常盤地区公民館修繕事業に関しては、事務室の脇の外階段、外部の階段の修繕、こちら錆あと小さな穴開いて腐食等もありましたので、こちらの修繕とその外部の土間の修繕、こちらもひび割れている部分であります。こちらが104万5,000円、そして次の文化体育施設整備修繕事業でありますけれども、こちらのほうも自家発電設備の蓄電池交換、こちら更新過ぎておりますので、優先順位を付けてこちらのほうを今回取りまして、それとアリーナの東側電動カーテンの交換修繕、この2つを合わせた98万6,000円となっております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(永沢八重子君)

私のほうから、まず18、19ページ、21款5項3目の雑入の中の、地域公共交通確保維持改善事業費補助金730万円でございますが、こちらは路線バスとおぼくろの運行経費に対します補助になります。当初国庫補助金として、16、17ページになりますが、2款1項1目の国庫補助金に計上していたんですが、こちらの補助金が、国から一旦県の地域公共交通活性化協議会に入りまして、そこから各市町村に分配されるということで、雑入に財源を振り替えていただいたところです。

それから、24、25ページになります。2款1項10目の路線バス運行費の備品購入費429万7,000円の減額で

ございますが、こちらは通学線の路線バス購入費となっております。決算見込み額に合わせて減額をしたものでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

福祉事務所長。

◎福祉事務所長(吉野真広君)

それではですね、歳出のほうでございます。3款3項2目、生活保護費の扶助費の1,679万6,000円でございます。こちらは令和4年度の生活保護費の返納金でございますので、医療費扶助等とかが少なくなった等で返納するものでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

企業振興室長。

◎企業振興室長(齊藤孝行君)

予算書の34ページ、35ページの、7款1項4目の企業対策費の18節の負担金補助金の関係であります。排水処理施設整備奨励金ということで、800万円減額しておりますけれども、こちらは、福原工業団地のほうに、令和3年度2社土地を購入していただきました。今社会情勢の関係で、建設等については1社のほうが令和6年度から建設が始まるというふうなことで、当初令和5年度に、それに対しての排水の奨励金を置いておりましたので、令和5年度には実績がなかったというようなことで減額させていただきました。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

32ページ、33ページの6款1項3目18節になります。就農移住者支援事業費補助金139万2,000円の減額についてでございますけれども、就農移住者支援事業につきましては、本市へ移住し農業経営者を目指す者に対し補助金を交付することで、定住人口の増加を図り、農業振興に寄与することを目的に、生活費、住居費、車両費等を支援する事業となっております。令和5年度実績といたしまして、9名の方々に補助金を交付していましたが、決算見込み額に合わせて、減額させていただいたものでございます。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

建設課につきましては36、37ページになります。8款5項1目18節の住宅リフォーム支援事業補助金でございます。こちら854万1,000円の減額でございますけ

れども、こちらの今年度の利用実績でございます。件数257件となっております。1月10日をもって締め切りとなっておりますので、5,000万円の予算に対しまして4,145万9,000円の決算という形で、こちらに合わせて減額となっております。

8款5項2目、住宅建設費の中の木造住宅耐震改修工事補助金のマイナス100万円でございますけれども、こちら実績といたしましては0件、その下の危険ブロック塀等除却支援事業費補助金、こちらにつきましてもマイナス30万円でございますけれども、利用実績は0件ということで皆減となっております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

それでは38、39ページご覧ください。歳出の部分です。10款3項1目13節の車両借上料の減額についてあります。こちらのほうは、単価契約をさせていただいてございますので、まず実績に応じた減額が1つございます。あともう1点が、当初五十沢線予定していたんですけども、実際お子さんがいらっしやらなかったということで、運行の実績がなかったということでの運行の減にとまなう、実績にとまなう減でございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(小埜和広君)

4款1項2目、予防費、22節、償還金利息及び割引料のうち返納金640万7,000円についてでございますが、こちらは令和4年度、過年度において、概算払いで受けました国庫補助金負担金の事業完了にとまなない、今年度、精算にとまななって返納を行うものでございます。大きく2点の補助金、負担金があるんですけども、1点が新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。もう1点が、風疹の追加的対策実施事業についてであります。コロナ関係につきましては595万円、風疹の追加的対策につきましては45万7,000円、合計640万7,000円となっております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

それではですね、最初に繰越明許費なんですけど、説明がありましたように、今年は雪が少ないので、あまりそういうものがないのかなと思いましたが、3月補正を組んで繰り越しをしていくという。当然3月に組めば、繰り越しせざるを得ないんですけども、これ

は財政課長、いろんな考えあると思うんですけども、当初予算で、そもそも3月のものは繰り越しするわけですから、当初予算化をするという考え方と、今みたいに3月補正で組んで繰り越しをするということの、どんなふうに違うのか、まず1つ伺いたいなと思いました。

あとですね、繰り越しの中で学校の小学校費の200万円の繰り越し、春休み中にでもぜひ、子どもがいないうちにやりたいというようなご回答でしたけれども、去年の12月ですかね、雪の降り始めに福原小学校の体育館、非常に雨漏りが激しかったんです。2階の部分がこう何て言うんですかね、天張りになっているんですけども、そこを越えて下の体育館の面と言いますか、体育館そのものにもあって、いろいろ工夫をして、その雑巾やらバケツやら並べておったんですけども、これもですね、去年あたりから実はあったということで、校長先生も一生懸命教育委員会にもお願いはしているんだというような話がありましたけれども、これも時期的なものあるかと思うんですが、やっぱり雪が降る前に、降雪前にやっぱりしっかりとそういう工事についてはぜひやっていただきたいなと思っております。この点については、もしかしたら私のずれがあるかもしれませんが、改めてやっぱり修繕等々については降雪前にやっていただきたいという私の要望でございますので、答弁についてもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、次の債務負担行為の計算式については、商工観光課長からあったんですけども、私がお聞きしたいのは、211万5,000円ですか、そのいわゆるリスク分担表で10%を使えば5%ですか、そのリスクを計算するには、いわゆる令和5年度の積算をされた電気代があって、そして1年間経過をしてみたら、どうも超えてしまうんだと。いわゆるリスク分担表に基づくとなれば、当初計上した予算額と決算見込み額が、やっぱり5%、10%、そのリスク分担表に応じたような差異が見えたということで、この補正をしたと思うんですけども、その当初の見込みと3月の見込み額についても少し詳しい説明をお願いしたいなというふうに思います。

あと一般会計の歳入歳出についてでありますけれども、今回非常にですね、減額がきちんと行われておりました、去年あたりも、総括なり分科会でも話あったと思うんですが、やはり3月の段階で、不要な額についてはしっかりと見直しを持って、減額をするというふうなことを指摘をされておったことが、非常に今回

よく精査されて、細かいところまでやっていただいたなというふうな思いで、大変見直しがされているなというふうな感想をさせていただきました。その中でですね、就農移住者支援事業補助金、今回9名が尾花沢に就農するというので、若い方が来ているということですね、これやっぱりすごい、私あの、減額にはなっているので、人が減ったのかなと思ったんですけども、そういうことではなくて、精査をした結果だということで、安心をしておりますけれども、なおかつ、やっぱりこの今、尾花沢の人口減少、少子高齢化に対して、こんなふうにはですね、9名も移住していただいているということにつきまして、大変すばらしい取り組みだなど、改めましてこの拡充についても、今後ともご検討いただければなと思ったところでございます。

住宅リフォームについては、1月での締め切りだということで、もしかしたらさらに需要があるのかどうか分かりませんが、これについても257件で、非常に経済効果のある、そしてまた、リフォームをするということは、少なくともこの尾花沢で頑張っているという思いを持った人たちの件数であるというふうに思いますので、これにつきましても、全体からいえば、850万円程度ということでございますけれども、満額使っていただけるような、時期の説明なんかも含めてやっていただければなと思ったところであります。

あと木造の耐震化工事の補助金が、実績0件だということで、全額下ろしたということでもあります。今回の能登半島の特に珠洲市の状況を見ますと、非常にやっぱり木造の改修率が悪くて、そして高齢者の皆さんが多く犠牲になられたと。やっぱり今から改修してまで頑張ろうという、年齢的な部分でも無理だというふうな報道もずいぶん聞かされました。私はやっぱり風水害でも、この地震の恐ろしさというのが非常に今回身に染みまして、この木造のやっぱり耐震化というところについては、今回実績は0だということなんですけれども、もしかしたら、制度的なものも含めて、考えていく必要があるのかなというふうなところも、私なりに思うでありますけれども、この辺につきまして、今後の取り組みについても何か方法、お考えがあればお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

それでは私のほうからは、施設修繕について、当初

予算と3月補正の置き方について、考え方についてご説明させていただきます。

これについて、いろいろ考え方はあろうかと思えますけれども、本市の一般財源の総額、標準財政規模になりますけれども、というものが、おおむね65億円でした。毎年、普通交付税の額とかで変動ありますけれども、ここ数年の平均取ってみますと、だいたい65億円になりますけれども、その65億円をどういうふうに配分するかということになります。施設修繕につきましては、基本的に機能を強化するとか、長寿命化を図るという場合は、有利な地方債のほうを活用できるわけですが、現状を維持するというふうな修繕も当然あるわけです。そういった場合は、一般財源での対応となりますので、先ほど申し上げたとおり、65億円、おおよそ65億円の一般財源をどのように配分するかというふうになります。当初予算の編成と3月補正の編成につきましては、同時期、同時進行にありますので、本来であれば、当初予算に盛り込めればそれが一番いいんです。ただ、限られた総枠の中でどういうふうにして、施設修繕を行っていくかというふうなことになりますので、例えば優先順位を付けていただいて、優先度の高いものについては前倒してやると、そういうようなことで、現在のところ予算編成をしておりますので、今回については、修繕についてそのような考えで各課のほうからご理解いただいて、予算編成させていただいたところがございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

それでは、青野議員には本当に地元、福原小学校の管理運営に目を配らせていただいているということに、本当にあの感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

8ページ、9ページの繰越明許費についてであります。10款の小学校費、中学校費にそれぞれの施設修繕事業で繰越し、200万円と100万円設定させていただいている内容ですが、基本的にこちらは軽微な修繕という形で今回考えてございます。いわゆる短期間で改修できるようなもの、修繕できるようなものを想定してございます。今現在、教育委員会では、実際に学校を管理、運営していただいている学校のほうから、修繕の依頼書などもいただいて、それに基づいて的確な対応をさせていただいております。これは全ての学校でそのように対応させていただいてございます。体育館の屋根ともなると、ちょっと軽微ではない

のかなということも想定されますので、存続につきましては、しっかりと計画をもって予算のほうを確保させていただきたいなというふうに思っております。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

今回の徳良湖温泉の花笠の湯の指定管理の追加分の考え方でありますけれども、まずベースとなる部分が令和3年度の部分であります。そちらと令和5年度、今年度の単価を比較させていただきまして、目安として5%以上増加したものを対象にしております。今回、花笠の湯の電気料の部分が、おおよそ5%上昇していたというようなことで、そして当初で、指定管理の中で見ている分よりも、3月までの見込みで、電気料のほうが増加するというふうなことで、当初と追加分のトータルの差し引きで215万円を追加させていただいたところでもあります。この分が3月までの推計で増加しているというところでもあります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

建設課のほうからは木造住宅耐震に特化した制度的なものについて、今後どのように取り組んでいくのかということがございますけれども、住宅リフォームの支援のメニューについて、県のほうと市のほうとございます。特に県につきまして、やはりその今年の地震の影響を受けまして、いわゆる木造住宅を耐震化するのは全体的に困難な場合についてなんですけれども、寝室とかベットの周りにシェルターのものを、その部分だけ守るといいますか、寝ているところを守るようなリフォームのほうの補助に特化した取り組みで、県のほうは考えているということで、先月ですか、県のほうから連絡もございます。なので、そういった木造の耐震化もそうなんですけれども、耐震化、なかなか難しい場合もありますので、そういった場合は、そういったシェルターの導入と言いますか、そういったところをPRしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

今、財政課長からの説明があって、非常に苦労されながら、予算を編成されているんだなど。私はやっぱり不要額は不要額として、そして当初予算は当初予算として、すっきりして、4月の新年度予算というのが

本来の姿かなと思うんですけども、やっぱり今言ったように、非常に厳しい財政の中で、来年度予算を前年度にある程度確保しながら、優先順位を付けてやっているんだという説明がございました。本当に厳しい財政の中で、財政課長なりの頭を痛めながら、そして適切な措置をされているんだなということで、了解をいたしました。

あとですね、商工観光課のこの花笠の湯なんですけれども、補修と言いますか、その中身ですね、実際のそのリスク分担表が10%を超えているというその数式になるもの、根拠のあるものをやっぱり私は示していただきたいなというふうに思っておりましたので、今手持ちじゃないとすれば、ぜひご提示をいただきたいというふうに思います。

そしてこの期間ですけども、令和5年から7年までという、これがですね、やっぱり電気料もまた生き物でありまして、必ず3年間そのフラットでいくのか、あるいは上昇するのか、あるいは下降するのか、分かりません。だから、年度年度でこの債務負担行為は、私はするべきなのかなというふうに、私は思っております。今回はその年度年度にまた計算したものが、来年度は来年度で、おそらくこの金額に反映をされるというふうに思うんですけども、どうも今回のこの債務負担行為の増額について、少しきちんとした説明資料あればぜひご提示をいただきたいなというふうに思ったところでありました。

あと木造化については今、建設課長からありました。やっぱり県のほうも含めながら、万が一のために、その耐震化を図っていくというふうなことが、だんだん制度化されようとしているということがございました。やはりやっぱりこの自分の家を今解体するだけでも大変な方々がおられまして、さらにこの耐震化をするというのは、やっぱりかなりハードルが高いのかなというふうに実際思っております。そんなことも含めながら、県と連動していただいて、ご高齢者の皆さん方の地震災害の対策についても今後ご検討いただければなと、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

先ほど指定管理の債務負担の関係であります。3ヵ年というようなことで、こちらのほうは債務負担、3ヵ年の限度額の設定であります。それで今回、今年度だけ211万5000円を追加させていただいた、今年度だけの部分になります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

そのほか、ありませんか。はい。伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

私からですね、補正予算書22、23ページでございませぬ。2款1項7目19節、物価高騰対応重点支援事業の5,400万円、繰越明許になっておりますけれども、これについてですね、1点目、まずちょっと改めまして、事業のほう、詳細についての説明をお願いしたいと。

2点目がですね、従来物価高騰対応ということでございませぬので、ずっと民生費の中で、今まで進められてきた事業だと思ひますが、今回総務費のほうに入っているというこの背景について、ご説明をお願いしたいと思ひます。

◎議長(菅野修一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

まず初めに、この詳細の部分です。低所得者支援及び定額減税を補足する給付という形で、昨年度12月に国のほうで示された内容であります。今回あくまでも物価高騰に対する国民への支援という形で、昨年度から、例えば非課税世帯の支援などが既に入っております。今後、定額減税として、国民全体にこういうふうな取り組みを行っていく。その中で、昨年度スタートした段階では、あくまでも非課税世帯、今後定額減税を行う上で、その減税に該当しない方々、主に今回は均等割世帯ということですね。税金を実際払って、均等割しか払っていない世帯については、定額減税というのは難しくなり、できないので、その間のものを今回の事業で補完していくというふうな形になります。今後定額減税等については、令和6年度の取り組みで、全体を対象とした取り組みをやっていくということになる間の取り組みが、ちょうど今回の均等割世帯等に対する支援になるというふうになります。ですので、一連の流れが、昨年度の夏以降、ずっと進んできておりました、今の流れについては、昨年度12月に国から示された内容であって、翌年度まで引き継ぐものとしての間の事業として捉えております。この前、全協でお話したとおり、世帯としては10万円、あとはその子どもの分の人数割も含まれて、今、市内ではだいたい400件を想定しているというふうな内容になっております。

今回の給付に際してもう1点ですけども、当課のほうで対応させていただくことにしております。今現在、令和6年度までの1つの流れの中でやっておるんですけども、この流れがあまりにも複雑すぎて、国

のほうから出てきている中身についても、今現在、6年度に、じゃあ実際どういうふうなものとして実施していくかという部分は、明確には出ていません。あくまでも対象は低所得者という部分になっていきますけれども、昨年、これまでだと非課税世帯という形で明確になっておったわけですが、今回は低所得者ということで、またあの対象が違うということでもあります。それで物価高騰という部分が大きな命題になっておりまして、将来的には国のほうからは、デフレ脱却という形で総合経済対策というふうな、大きな枠組みの中で出されている事業でもあります。そのため今回、今までは福祉課で対応しておったものを、一旦総合政策課、総合経済対策の事業として、私たちのほうで対応するというふうな判断させていただきました。この対応については、市民から見れば、市役所で対応というふうな、大きな違いはないという部分と、今のこのやり方について、国のほうにも再度要望も出しておる中で、各市町村が今のこの取り組みについて、あまりにも複雑な内容が、何から何までを支援していくのかもはっきりしない部分もありましたので、県の市長会でも、国への要望として、こういう取り組みについてはやはり明確に目的を持ってやってほしいという部分と、近隣市町村とも調整しながら、どこで持つことが一番行政としてベストなのかという部分で確認しております。3市1町では、同じような形では東根、大石田が取り組んでいきます。村山市だと福祉で取り組んでいくというふうに確認しております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

はい、背景について今理解できました。確認なんですけど、今回の重点支援事業という経済対策の一環としてということでございますけれども、400何名という、前に説明あったと思うんですけども、この事業の中で、いわゆる今市民税と県民税で、均等割でトータル6,000円でしたっけ、だと思いますが、この枠内に入る方は全て該当するというふうな解釈でよろしいですか。

◎議長(菅野修一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

昨年度からの取り組み中で、1つはもう非課税世帯という部分については取り組んできております。今回は均等割世帯という形になりますので、だぶってはもらえないんですけども、その均等割世帯が400件と

いうふうな形になっております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

そのほか、ございませんか。はい。鈴木由美子議員。

◎3番(鈴木由美子議員)

私からは1点伺いたいします。34ページ、35ページ、7款1項3目、観光費の中の18節、負担金補助及び交付金、これ四大まつり実行委員会の負担金ということですが、減額になった理由を教えてください。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

こちらのページでいきますと、34ページ、35ページの18節、負担金補助金交付金の四大まつり実行委員会の負担金、371万7,000円の減額の理由であります。こちらにつきましては、花笠まつりの実績に伴う減額であります。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎3番(鈴木由美子議員)

もう少し詳しく教えてください。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

こちらの部分につきましては、まず減額の理由が実績で減額になったと。まず主な部分でありますけれども、報償費の部分で踊り手の草履等、前年度やる方向で配付しておりました。こちらの部分を今年度活用できる部分を活用してというような部分で、予算のほうを昨年度よりも少ない予算で対応できたところであります。

あといろいろ事業の見直しで、以前ですと、メディアランナーというようなことで、大きいテレビですかね、中央駐車場のほうに配置しておりました。こちらのほうを一応精査して、5年度については実施しなかった部分と、あとは太鼓車のトラック等、いろいろ理由があつて、そちらの部分の費用と、あとステージ関係の、ちょうど中央駐車場の部分で、以前ですと、観覧席を設けておりました。こちらのほう中央駐車場のほうに設けずに、できる限り沿道のほうにということと、いろいろ事業を精査させていただいた結果、今言った300万円、370万円ほど減額するような状況であります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

よろしいですか。そのほか、ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。  
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第1号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第39、議第2号「令和5年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。  
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第2号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第40、議第3号「令和5年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

委託料12ですけれども、公営企業会計移行業務委託料ですけれども、170万円ほど減額してございます。これ公営企業会計の移行に関わる、いろいろな会計処理上の業務委託だったと思います。これにつきましては、複式簿記になって、職員もいろいろな形で大変なことなのかと思っておりますけれども、あと法的な整備、これがほとんどない、会計だけでいいのかどうか、これについてちょっとお伺いしたいんですけれども。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

59ページ、公営企業会計移行業務委託料につきまして、これにつきましては、これまで3年間支援業務と

いうことで行って、来年度の4月1日から公営企業会計に切り替わるという、移行するという、それに向けて支援業務を行ってきております。これに伴いまして、今年度分の決算見込みに応じて補正させていただいているものであります。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

これまでの会計処理と違って、複式簿記のやり方があるかと思えますけれども、それについては職員も十分、試験等、何かやっているということで理解してよろしいですか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

すいません。複式簿記、公営企業会計に伴いまして、複式簿記、議員仰るとおり、切り替わります。これに対しましては支援業務の中でも、そういったやり方等、勉強するような機会、職員の研修会等も行っております。そういったものを含めまして今準備をしている最中でございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

4月1日から始まるわけですがけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

そのほか、ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。  
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第3号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第41、議第4号「令和5年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。  
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第4号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第42、議第5号「令和5年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第5号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第43、議第6号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第6号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第44、議第15号「尾花沢市おもたか奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。  
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第15号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第45、議第16号「尾花沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第16号は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散会 午後2時04分